

ハ、信長を始め諸國に割據してゐた豪族、殊に九州の諸大名が貿易の利益を得んとて切りに外國船の入港を要望し且キリスト教の保護獎勵をせしこと

信長が之を保護獎勵せしは自らが切支丹宗に歸依したのではない。自分の部下に多くの切支丹信者があつたので、之を懐ける爲の手段と我儘なる佛教に對抗する政策として保護したらしく思はれる。何れにしてもかゝる有力なる國家の爲政者によつて保護されたが爲めに非常なる勢を以て弘通したのである。

ニ、當時の宗教界の威信地に墮ちてゐて、特に佛教界の墮落は國民をして安心立命の法を授くる新宗教を渴望せしめて居たこと。例へば叡山の如きは多くの僧兵を控へてゐたがそれ等僧兵は皆無學文盲にして而も無賴の徒がある。其他石山本願寺、根來寺、高野山、加賀の白山、越前の平泉寺、伯耆の大山等何れも經濟的に富裕なる所から、多くの僧兵を養つてゐたため自然無賴の徒が入込んで來た。斯る有様であるから人々の安心立命を掌る事が出來ない。殊に當時戰亂相次ぎ、朝に家を焼かれ、夕に田畑を荒され何時生命財産を失ふか分らぬ時、人間が何かにすがり度き心——救ひ——宗教的安心を求むるは當然であつた。かゝると

ころへ新宗教の傳はつたことは、天來の福音と感じたことであらう。

二、キリスト教の危険視されたる原因

イ、彼我の風俗習慣の差異——眞に宗教の理會が出來ず直ちに我國體を破壊までして、その信仰に生きんとするものあり。一口に云へば國體に合はざる如き行を信者の中にはとつたものもあつた。

現に豊後の府内即ち今の大分にては神社佛閣を毀ち、祖先の位牌を流す等我が敬神崇祖の精神に反する如き行爲があつた。これは過渡期の形の上の信仰によくあることだ。

ロ、當時葡西兩國は宗教を國家政策に利用したる傾向があつた。ポルトガル人が長崎を賃借の問題から一時沒收したことさへあつた。

秀吉の禁教令も家康の禁止も之等のが主因になつてゐる。

ハ、内に法敵たる佛僧の誣ゆるあり、外に法敵たると共に商敵たる和蘭、商略上の敵たる英國の中傷せしこと要するに禁止の理由は「國風にそむく」と云ふこと

「彼の布教が純然たる布教に非ずして、政治的方面から來てゐること」「和蘭等の中傷」が原因となつて禁止されたものであらう。

かくて秀吉家康、等によつて禁教令を出されたが、貿易政策の爲めに宣教師は續々入り込み諸所で布教されてゐた。それで家光の時代に至つて益々禁教を嚴にしその爲めに貿易をも犠牲にしたのである。

問題となるのは、「この鎖國を實行するために信徒を極刑に處し從來平和愛好の日本人としては不似合な行をした。

如く解されるのである。しかし之は

- 1、切支丹を絶対に國家に害ある宗教とみなした爲めに之に入ることを禁止する爲め
  - 2、信徒も同じく日本人であるから之を改宗させやうとしたが、信仰は容易に抜けない爲めに止むを得ず、酷刑を恐れて轉宗せしめん爲めにとつたやむを得ぬ手段であつたのだ
- 彼の踏繪の如きも從來は切支丹宗を見出す爲めであるといはれたが、長崎市の圖書館長永山時英氏の發表によれば、それは発見の爲めではなくして、改宗せしめる方法であつたと云

ふことである。切支丹宗徒は自らが信徒でないといつたり聖像を踏むことは二大罪を犯さしめることでこれをしたなれば、バテレンの前に出て懺悔告解の道をしなければ天國へ行くことは出来ぬと云ふ信條であつた。されば一方ではバテレンを長崎から驅逐しておいて一方で此の二大罪を行はしめる。すると信徒も亦やむを得ず改宗せねばなくなると云ふのである。即ち改宗の方便に使用したものであつた。後バテレンは「コンチリサン」と云ふ御經を用意し此の經を読み其の通りにすれば、バテレンに逢はずとも懺悔告解が出来るとした。この事を知つてから長崎奉行は踏繪をやめたと云ふ。

更に考ふるに家光の鎖國は切支丹國であるポルトガル、イスパニアに對して行つたことで英や蘭に對しては行つたのではないから絶対の鎖國ではない。これは四代家綱の時英國より再び貿易を許されん事を求めたに對して、貴國はキリシタン國たるポルトガルと婚姻關係あれば謝絶すると答へてゐるのを見ても明かである。

かくて色々の原因が錯綜して遂に禁制を見たが、當時の幕府として社會の統一幕勢の振張をなさんとする過渡期に於ては、けだし止むを得ざるものであらう。

三、島原の亂について

イ、その起因をよく考察せしめ單なる戦争と見るべきではない。

A、前掲の如く彈壓（主因）

B、これのみでなく（單に宗教上のみの問題でなく）他に島原城主松倉重政父子の秕政である。

萩野博士の日本史講話（六四一頁）に「重政は武略あり外教の渡來の根源を絶たんが爲め自力を以て呂宋を略取せんと企てたのであつたが果さずして寛永七年病死した。重政の子勝家も大いに耶蘇教を惡み、宗徒を迫害することに酷烈なるのみならず普通の人民に對しても暴勢を施したから耶蘇教徒は勿論一般に領主を怨んで居た」

ロ、幕府禁制に對しての考察—當時の幕府としては、けだし止むを得ざることであつたに違ひない。將に三代、而も「唐様で賣家と書く三代目」その三代目に於て可成り幕政を張らんとしてゐた等のことを考へ合せる時吾人はやむなきわざと思ふ。

○、たい之を禁するに當つてあまりに過激慘忍を極め盡したため、無抵抗主義の彼等信徒をし

て遂に亂を起さしたる罪の一半は幕府も之を負ふべきではなからうか。

○、ハ、この亂よりして直ちにキリスト教が國家に害毒を流したものと速断させてはならぬ。とかくすると我國民一般が基督教に對する態度を見るに、まだ三百年來われ等祖先の頭腦に深く浸み込みたる邪宗門との觀念を全然脱し得ざる如き觀あり、常に中正なる立場から眺めて正しく凡てを見る態度は特に國民教育上重要なことである。

ニ、何故に幕府の考へた程輕々易々討平の實を擧げ得なかつたかを考察させ、如何に宗教戰の力の根強きかを悟らせねばならぬ。柳生但馬守が將軍家光に向つて直言せし「上は只土民の一揆とのみ聞召され輕きものをつかはされしなるべけれど、宗門につき人心の一致するは大事の物なり。今度は一定内膳討死仕るべし」は流石に先見の明があつた。

四、鎖國に對する批判

從來の學者は鎖國によつて國民の智識を狭小にし海外發展の氣を挫折せしめたことは、洵に遺憾なことであると述べてゐたが、近代の學者は種々研究の結果其の當時に於ける切支丹宗の横暴々逆の事實が判明して來たのである。又當時の諸侯中誰一人として禁教の不都合な

るを唱へ居らぬところから見れば所謂國論として、之を行つたのであるから、家光の政策を責めることは出来ぬと思ふ。かく考ふるとき鎖國の是非かは可成りむつかしくむしろ批判は出来ぬものである。故にかゝる問題は此の政策が如何なる影響を及ぼしたるかを、説くことによつてその後は兒童に自由なる批判をせしめたらよい。批判の態度に就いては教科書では「——キリスト教は遂に國內に絶えて幕府の目的は達したけれども一方では、外國との交通は全く衰へ洋書を讀むことさへも出来なかつたので、國民は海外の事情にうとくなり世界の進歩におくれることゝなつた」と大體に於て「失」のみを擧げてゐるが利の方面も見逃してはならぬ要するに日本が鎖國により一方で利益したと云ふのは一には鎖國のさくべからざるを知つて、思切つて鎖國を斷行したことであり此の鎖國時代が、やがて外來文化征服同化の卓越修練期と見たい。

私の兒童に何時も説明するのは

○失として

- 1、從來大に發展してゐた通商遠洋航海杜絶

- 2、國民の進取發展性を消滅したこと
  - 3、外交の一頓挫
  - 4、西洋文物輸入の杜絶
- 得として

- 1、學問特に儒教國學の興隆
- 2、尊王攘夷心の醸成
- 3、國內産業の發達
- 4、金銀流出の防止

等の諸點に就いてであるが、今二三参考とすべきものを列擧してみやう。

△栗田元次氏 綜合日本史概説

鎖國の得失として、政治的影響、經濟的影響、文化的影響との三點よりながめ「東洋文化の精華を蒐めた特色ある純日本文化の醗酵を見た一大要因。

と述べ、更に

「されば鎖國はその結果から見れば一得一失を免れないが、當時の事情からすれば寧ろ好影響が多かつた。固より幕府はこれを悉く豫見して行つたのではないが、國家の爲め止むを得ざる必要として一時の物質的利益を犠牲とし、この爲めに一戦をも辭せざる覺悟で斷行したもので、幕府の存立のため國民の發展を犠牲にした兩策とするが如きは誤れるの甚だしきものである」

と結ばれた。左記の書は鎖國の研究として出色のものと思ふ。参考までに記しておく。

△内田銀藏氏「近世の日本」「日本近世史」

△辻善之助氏「海外交通史話」

△新村出氏「典籍叢談」「續南蠻廣記」「所收論篇」

△徳富猪一郎氏「近世日本國民史」のうち鎖國篇

△木代修一氏「鎖國政策の史的意義」歴史教育第三卷二號

△西村眞次氏「國民の日本史」江戸時代創始期

### 第一七節 大石良雄の章の難點と究明

#### 一、本章の難點

大石良雄の業績は忠臣蔵として人口に膾炙してゐるところである。この復讐の事件を如何なる用意の下に取扱つたが最も教育的であるか。又大石良雄の心情に就いては近來文學者や小説家など色々説明されてゐる。現代の思潮に鑑み、國史教育の精神に則り適切なる指導を如何にすべきか。これやがて大石良雄等の誠忠にふれる重大な問題であらう。

#### 二、難點の究明

##### 一、元祿の世投げかけられた爆弾

元祿時代は能樂法師の時代と犬の世であつた。賄賂流行側用人の獨裁政治の紊亂せし時代であつた。華美文弱武勇の氣風失せた時代であつた。武士にして扮装、婦女子にして役者買ひのなさるゝ時代であつた。かゝる時代にどうして正當な價值批判が行はれやう。公平な裁判が行はれやう。その爲めに幾多の正が不正とせられ不正が正とせられたことであらう。そ

の犠牲の一となつて、はかない死と一家断絶の悲運に遭遇したのが、播州赤穂の藩主浅野長矩であり、この時代のまつたゞ中へ大鐵槌を下して人心を眠より呼び起したるものこそ、四十七士の快擧であつた。

### 二、刃傷事件に對する批判

「元祿十四年の春勅使がお下りになるので幕府は播磨赤穂の城主浅野長矩らにそのおもてなしを申しつけなほ儀式にுகはしい吉良義央を指圖役ときめた」が二人は性格的に全く相反してゐた。

長矩はあまりに清廉であつた、濁つた元祿の世に住むにはあまりに清い人であつた。而も一國の大名であり世事に對してあまりに單純であつた。之に反して義央は貪欲な人であつた元祿時代の悪風そのまゝ自分のものとしてゐるやうな個性だつた。いや義央個人がかくの如き性質をもつたと言ふよりも義央は元祿時代の、一般人士の代表的人物と見るべきであらうかうした二人が同一の仕事に打向ふとき、何等かの行違ひの生ずることは見易い道理である。が果してそこに大きな問題が起きた。——「命より名こそおしけれ」の日本武士の廉恥

以外に何物もなかつた長矩の心はついに最早や時とか所とか云ふ理智の入る餘裕なく——かくして刃傷事件は起つた。

勿論あまりに感情に燃え、冷靜な理性を失した長矩にも全然落度がないとは云へない。けれども前後の事情を知るもの誰か長矩の心に愛憐の涙をそゝがざらんや。同時に事を起せし張本たる義央のみにくい心を憎まざるものあらんやである。

だ、この事件はあまりに法理論的であり情狀酌量が行はれなかつた。

### 三、不公平な裁判に對する正義の反抗

「長矩は殿中に於て刀を抜きし不届者、依て切腹仰付け弟大學も閉門仰せつく」

「義央は身の危険に遭遇しながらもよく時と處を心得し沈着者、速に手傷を治療いたせ」と云ふ處置だつた。

武家諸法度の手前長矩の切腹はいたし方ないとしても、事を惹き起せし張本人義央を許せしことはあまりにも、片手落な不公平な處置ではなかつたらうか。況んや「喧嘩兩成敗」は殆んど武家時代の不文律をなしてゐたではないか。——かうした裁判は事件が起るまでの深

い事情が明にされない。たゞ表面的な現象の表はれのみをみ法をあてはめる如き形式的な裁判はむしろ世を紊すものであり、社會の秩序を破壊するもので斷じて許しがたき失政であるもしかゝる失政を默認して一人の異論を立つるものなき社會があるならば、その社會はとも順調な生命のある潑刺たる發展は望まれぬだらう。

幸にして元祿時代はかほどまで墮落した世の中ではなかつた。良雄等の復讐はかうして生れた正義の戦であり、一世をあげて邪道に陥らんとする不正に對する力強い反抗であつた。この解釋はあまりに現代的な解釋かも知れないが、かうした現代的解釋こそかゝる教材には第二の國民を生かすべき教育的効果の高い解釋ではないかと思ふ。私は吉宗が大岡越前守を任用せしその達見を此の時代と比較して常に敬服するものである。大岡忠相は決して外面的な現象のみによる裁判はせなかつた。こゝに見出された忠相の偉大あり、見出したる吉宗將軍の識見を見ると共に、現代の裁判の公平至純を喜ぶものであることを説くべきだと思ふ。

#### 四、大石良雄の心情の内面的考察

然も大石良雄等の義舉即ち反抗は感情にのみ支配された、熱病的な輕學妄動ではなかつた

熱烈な情熱の中に然も氷の如き冷たい理性を失はなかつた。これは教科書にはつきりと書かれてある。(これについての史料もあるが、今私は教科書の構文によつて十分之を味ひ得ると思ふから)

良雄は赤穂に居て主家の變事をきき、非常になげいた、さうして

- 1、(先づ主家の再興を謀ることに全力を盡し)
- 2、(若しそれが出来なかつたら義央を殺して主の怨をはらさうと決心した)
- 3、その仲間の中には血氣にはやつてたどちに事を起さうとするものもあつたが良雄はねんごろに諭して、時節の來るを待たせ自分は京都の山科に退いた。
- 4、そのうちに義央は家をその子に譲つて隠居し、長矩の家は再興されないことにきまつたそこで——いよいよ復讐を決行しやうと
- 5、しし首を長矩の墓にそなへて亡君の靈を慰め、それから自首して出た。
- 6、良雄の持つてゐた小刀には「萬山重からず君恩重し、一髮輕からず我が命輕し」

これ等の文中に良雄の精神の内面的うごきがよく表はれてゐよう。再讀三思して眞精神を

捉へねばならぬ。之を忘れて中心のない講談的教授に終ることは、斷じて國史教育を徹底せしむる所以でない。

良雄等のこの眞心に感じたであらうが、幕府も可成り惱んだその揚句浪人としては破格な切腹となつたわけである。殊に内匠頭の刃傷事件を入浴中に聞きつたへた綱吉將軍は非常に立腹して即日切腹を命じたと云ふのに、この時は教科書にある如く「綱吉は良雄等が主の爲に盡したのを褒めと心動くに至り「幕府の中にもその命を助けたいと思ふものもあつた」となり「いたし方なく」切腹となつたのである。實に適當な處置だと思ふ。

#### 五、義舉の批判——歴史的道德として

敵討の行爲は元祿の社會には不文法で是認されて居り、寧ろ獎勵されて居つた。刑法の不完全なる當時には、社會の秩序を維持すべき有力なものであつて、日本武士道は敵討の制度を默認して普通法の審判し得ない事件を一種の道義的な裁判としてゐたのであつた。

義舉の動機は實に公明正大なる忠君の至情に出で、その結果として幕府の法度に觸れざるを得なかつたのであるが、されど義士として決して幕府の法度を無視したのではなく、むしろ

法度を尊重し復仇後は潔く幕府の公裁を仰いだ。かく見るとき當時の武士道、道德上何等乖離するところなく是認さるべきものである。試みに當時の學者の態度を見るに、

△林信篤、室鳩巢、淺見綱齋、三宅尙齋三宅觀潤等は義士として稱揚し、又綱吉も上野寛永寺の門跡公辨法親王にその助命を諷せし程である。之當然の結果であらうが。然るに

△佐藤直方、荻生徂來、太宰春臺等は義士の行動を非爲とし長矩は法により賜死であり、義央は敵とすべきでなく亡君の意志を繼ぐと云ふも匹夫の勇に逸つて、大法を犯す如き邪志をつぐは却つて君の惡を暴露するものである。として更に吉良を殺すは山鹿氏の兵法のみと非難した。

併しこれは極めて偏頗な見方でありあまりに儒教的に傾いて、我日本精神の眞髓を忘れたものと云はねばならぬ。荻生徂來は法律論に立脚して非難してゐるが、個人的には義舉たることを是認してゐる。さりながら義士歿後四十七年竹田出雲が假名手本忠臣藏を世に出して民間に之を鼓吹するに至つて仇討の事實が民間に一段とまじつたと云ふ。この事實は日本國民の共鳴するところであり、義士の行爲は特殊的なるも、そこに普遍の眞理の流るところを



見のがしてはならぬ。普通の眞理とは何ぞ善としての忠でありそは絶対普通の眞理である。さてこの行爲の現代的批判である。

凡そ復讐の行爲は大缺陷をもつてゐる。法が武家時代と雲泥の差をみるまでに完備し、法官亦公平に慎重に進め犯人の爲めに辨護士まである現代では、然も陪審法さへ實施された今日に於て、最早や不必要となつたのであり、むしろ有害なものである。復讐行爲によらずとも、不正は法が之を罰するからである。復讐に對するかうした現代的批判は充分兒童に理會せしめねばならぬ。

併し良雄等の復讐をかゝる立場から非難するものでなく。それは現代の道德ではないが歴史的道德としてあの時代を背景としての一道德であるとして、賞讃することが本教材に對する教育的價值高き觀方ではなからうか。而も今尙忠臣藏の演劇は大入滿員を見ることは何を物語るか。そこに日本國民にのみ理會し得るものがあるのだ。

参考書として二三をあげやう

△福本日南氏「元祿快學錄」

△徳富蘇峰氏「近世日本國民史」義士篇

△栗田元次氏「綜合日本史概説」

### 第一八節 攘夷と開港の章の難點と究明

#### 一、本章の難點

井伊直弼の取扱

井伊直弼の辛辣な處置は少からず世人を憤慨せしめたが、遂に萬延元年三月三日櫻田門外に於て水戸浪士の爲めに刺されてしまった。この直弼の處置は之を如何に取扱ふべきか、今も尙疑問の人物としての直弼である。我等は如何に之を説くべきか。

#### 二、難點の究明

己に櫻田浪士に對してそれ〴〵御贈位の恩典があつたに對して、井伊直弼に對しては何等のさうした途のないことは皇室の此の兩者に對する御批判であらうと云へばもはや議論の餘地もないが、今直弼の行動を見るに、違勅問題、世嗣問題、大獄問題の三つを考察し而もこ

れ等の問題の内面的な具體化をなす時、是か、非かは自づと兒童に了解せらるゝと思ふのである。

### (1) 違勅問題

私は國家的見地より見て充分に彼の業績を認めんとするものである。けれどもこの事は一般に違勅問題を惹起し所謂「とう／＼天皇のお許しを待たないで合衆國と通商條約を結び天皇はかうしたわがま／＼をお怒りになり」の恐れ多い結果を招來せることは彼直弼のために悲しむものである。然し事の内面的實相を考へる必要がある直弼の心底はどうであつたか。

——彼の心底には勅許を経て然る後調印せん事を十二分に欲して居たと雖も世界の大勢上事情止み難く遂に意を決して恐懼のうちに條約調印を斷行したものであることは、井上、岩瀬兩人が萬止むを得ざる時は調印を許さるべきや」と伺ひしに對し直弼は「朝旨を得るまでは調印を猶豫すべきだが萬止むを得ぬ時は調印も據ない」と答へやがて將軍の臺慮をも伺つて二人を出發せしめた。「萬止むを得ぬ時は調印も據なし」の語のうちに嚴とした彼の國家人としての精神を見ると共に或障壁のために、自己の意見が充分に聖旨に達する事の出來ない愁

歎的絶望——のそれは恐懼に震ふ韻聲を聞くが如き感を覚えるものである。而も當時の政治は幕府に御委任になつてゐたのであるとすれば「やむなき時」は事後承諾の形を以てひれ伏さんとしたのではなからうか。當時ハリスは條約締結を迫り、殊にアーン號事件にて英佛の聯合軍が支那を破り露艦が続いて我國に來ると云ふ風説もあり、人心恟々の秋である。今一步を誤れば遂に取返のつかざる結果になると考へた直弼は、止むを得ず事情を後から奏上せんとして斷然條約に捺印せしものである。實に、恐懼おくあたはざることであり、之が爲めに孝明天皇は即位を譲らんとまでしたまひし程であつた。

併し一國の政治を料理するものにとつては實に百里を隔つる間の事であり、そこに「止むなき」事情と惱みがあつた。まして彼の斷行した開港通商の一事は世界の大勢推移の上より寔に事宜に適したるものあることを痛感する。

### (2) 世嗣問題

このこの事は二様の立場から考察せねばならぬ。即ち教科書にも「内外共に事の多い折であるから」時將に相應の人物を繼嗣と定むべきか、はた「——將軍の内命をうけ——」將軍

の所望の人物ありしならんにはその人物を定むべきか何れかであらう。教科書によれば、直弼は當然後者を歩み、將軍の意志に忠勤なるものとみるべきである。當時大奥に於ける一橋黨と南紀黨の競争の事實は惜くも、彼の立場として「將軍の旨をうけ」たる努力と、更に一家の後繼を立つるはその家の戸主の任意であること及びこの際依頼されたる使命を果した點より考察し、單に家茂をたてたることのみを以て直弼を批難することは出来ない。吾人は大政奉還當時の慶喜の態度に就いては實に敬服するものである。これより推して慶喜の英明衆望は繼嗣問題當時に於ては家茂の上にあつたであらう。けれども當時に於ける世界の大勢、幕府の内情を察するに若し慶喜にして家茂に代つたとしても、その結果に於て果して家茂の上にてたとは考へ得られない。むしろ幕府存在の上より、或は内外の狀勢よりはや將軍の長幼、賢愚は問題の中心でなかつた。之を以て反對黨からは直弼の「私權蔓延策」なりと攻撃されたことを是認し得ぬものである。唯水戸派の人を立てることは、將來直弼が大老として職をとる上に不便であつたと云ふことはいなめぬ事實であり、これも含まれてゐたことも考慮のうちに入れ度い。

## (2) 安政の大獄

是については「開國始末」にも「殘忍狹量の仕方」と云ふことが述べてあるが、實にこれは直弼のために最も惜しみ悲しむものである。世人の彼に對する批難の焦點は多くこれであつた。「勅許問題の如きは水戸にとつての最もよき口實であつた」とは蘇峰氏の「維新回天史の一面」にある言葉、教科書には「齋昭はほとんど三十年の間一心に國家の爲に盡くして來たが今や幕府の罪をうけ、ほどなく病にかゝつてなくなつた」と暗に不當な處置を記し、更に松陰の事は「此の他多くの壯烈なる志士が實にいたはしい最期をとげたのであつた」と結び、次の櫻田の變の當然の歸結なるべき事を暗示せるかのやうである。當時の志士はまさしく國家有用の材であつた。かゝる人々を殺すことは實に國家的に見ても大なる損失であらう。今日ならば日比谷原頭の舌戦となるところ——既に生命を斷つと云ふに至つては萬事休す、彼直弼より考ふれば、かくせざるを得なかつたとしても他に閉門とか、投獄とかの方法なかりきやクーデターは最後の處置であらねばならぬ。

されど吾人は直弼のこの處置をおしみ悲しむと共に、一方志士について考察したい。

當時の世相を考へてみる。吉田松陰とか梅田雲濱とかの人々は何れも暗殺を企てゝゐた。時の執柄の人を殺害せんと企てたのである。當時上下の區別が非常に隔つて居つて上のした事は下の者が非議してはならぬとせられて居た。是が不文律であつた。全く下からもつて上の事を彼是口出をするゝことは許されぬ時であつた。その際に於て國の爲めとは言へ矢張り大官暗殺を企てたのであるし、今日の如く人命を重んじない時代のことであるから、此點に於いて直弼の性質として、何事も徹底的にやらうといふ政策の上から――斯くの如き事があらはれたものであらう。

かく考察するとき若し直弼に代ふる何人を以てしても此の難局の打開は困難であつたであらう。直弼の此の政策は却つて後から見れば幕府をして滅亡に近からしめたと云へるであらうがとは云へ、かゝる先見の明をそこまで要求することは至難な問題をおしつけることであらう。

#### (4) 櫻田門外の變

この原因を彦根と水戸との對藩關係と見るときは、水戸の浪士等の所業は繼嗣問題に對す

る報復手段といふことに重點をおくべく、教科書の「とうく、水戸浪士等が相談して」を全國志士の代表とみるときは、その原因を達勅繼嗣大獄等の問題紛糾せるものとみるべきであらう。吾人は後の見解を以て之を見るべく彼のクーデターに對して志士の憤激のほどばしりは遂にこゝに至りしものとみる。

けれども翻つて一面彼の立場を考ふるとき、彼は達勅、世嗣、大獄の問題に向つて勇敢にその天性の決斷力を發揮して奮闘せる勇者であつた。

想ひ到れば櫻田門外の不慮の變、涙を以て井伊の爲めに冥福を祈るものである。ましてや國家的見地より見て充分に彼の業績を認む可き事實あるに於ておやと言はざるを得ない。

水戸浪士に對してはこの擧に出でたる直接原因を右の三點に於くも、先に朝廷より賜つた所謂密書事件とも關係してゐるものとみねばならぬ。而して浪士の行動たるや、又公明正大の至情であつたことは云ふまでもない。但し浪士の行動はその動機眞情に於て話す必要はあるが、大老暗殺の行動を義擧として高潮する事は現代の趨勢より考究すべき餘地があることを考慮のうちに入れない。

## (5)、「不運なるかな井伊直弼」

私は「不運なる哉井伊直弼」の語を以てすべてを云ひつくし度い。而も彼は偉大なる政治家であり、維新回天の一大役割を演ぜしものであつた。史家の論評がいまだ一定せず、而も恩命未だ下つてゐない。横濱の掃頭山に井伊の銅像建てられ、その除幕式に異議の申立のあつたことや、脚本「井伊大老の死」の上演にあたり、一時差止のあつたことを見るにつけ、層一層不運なる井伊直弼の生涯に涙するものである。されど若し地下の井伊に心あらば、身の不運を諦めると同時に「我は最後に勝利を得たり」と微笑してゐるであらう。

吾人は郷士の偉人として——又郷士人の責任としてやがて西郷南洲の如き明るみに出づる日を待望してやまない。

若しそれ安政五年の冬老臣が井伊の身を按んじて、その職の勇退をすゝめし時、（これは再三再四のこと）彼は二人の侍臣（宇津木左近、田中雄助）に

「春淺み野中の清水凍り居てその心を汲む人ぞなき」

の一首を示した悲壯の心境に思ひ到るとき熱涙の下るをおぼゆると共に、又遭難の前日或人の依囑により土屋總藏の像に賛して

「咲きかけたけき心の花ぶさは散りてもいと香に匂ひける」

を讀むとき彼の内面的なすべてのなやみまでをうかがふことが出来得るではないか。

金龜城は今尙巍然として聳へ、琵琶湖の水はとこしなへに清く、岸に打ち寄する漣は昔ながらにその上の歴史を囁いてゐる。直弼の生れた観音の跡は今樂々園となつて人の訪づれるに任せてゐる。吾人は此の邊を逍遙する毎にいつも懷舊の情に堪えないが、そは獨り直弼を想ふ許でなく、一身の利害を顧みずして果斷決行、社稷の難關に當る偉人を懷ふのである。而も彼の領内に於ける國政を追回するとき細心なる用意ありしことに今更らながら驚かざるを得ない。

何れの世にも欲しいものは、身の安危を忘れて國家の爲めに盡す人である。

## (6) 結 論

前にも述べた如く井伊の一身に就いては今日尙褒貶が定まらないで、彼れを極端な保守的

政治家となすものもあれば、進歩的な精神を持った政治家と断定するものもある。勿論彼は大體に於て保守的思想をもつてゐて、外交問題の如きも周圍の形勢に迫られて開國と決定したやうな形跡があるが、併し實際政局に當つて外交上も漸次進歩的意見を有するやうになり國際の信義を尊重したことは事實だと考へられる。殊にその事にあたつて果斷勇邁であつて幕府に誠忠をつくした心中は政治家として見上げた長所であつた。唯あまりに獨斷に流れ、過激に傾く言動があつたのは彼れの著しき缺點で、彼れの悲劇的最後の半ば此缺點に基づいたものであつた。けれども幕末に於ける政治家の第一流に位すべきことは恐らく誰もが認むるところであらう。

### 第一九節 武家政治の終の章の難點と究明

#### 一、本章の難點

##### 大政奉還の取扱

武家政治の始末をなせる大政奉還が明治維新の大事業を展開したことは言を俟たない。し

かしながら此の武家政治が日本の國體に如何なる影響を與へたるか茲に徳川氏の功罪を論ずると共に、これを如何に取扱つたらよいかと問題であらう。

#### 二、難點の究明

##### (1)、武家政治の功罪小論

武家政治の創始は鎌倉幕府にあり、然るに元來皇室が國家統治の中心であるべき我國體に於て武家が政治をとる、即ち天皇以外に武將が政治を執るに至つたことは如何なる事柄がひそむとは言へ不合理、變態の政治であつたと云はねばならない。(武家政治創始に關することは略す)けれども「政治の良否」は本質的に、單に治體の正則變態如何のみに關するものでなく、かゝる變態政時も時代の然らしむるところと考へざるを得ぬ。(此れについては本書の武家政治の起のところを参照せられ度し)

さて鎌倉幕府より七百年間続いた武家政治は、我國體に如何なる影響を與へたか。

鎌倉時代に於ては、平安朝中葉以後天下大平であつた我國家は、やゝもすれば綱紀緩み、政治に、經濟に、宗教に、はた道德に、頹廢的氣分を示した。この儘の状態を繼續するなら

ば國家大いに危機に頻するといはざるを得ぬ。然して之が救済をなし、武士道的氣分を助長練磨して元軍十萬の大軍をして博多の藩府と消失せしめたその功績、之れ武家政治に於ける一つの力と云はざるを得ない。

徳川幕府時代に於ては如何、家康の武斷政治にかはる文治主義を以てせしことは、國家全體に學問の復興發達をなさしめ、封健的政治は交通の發達、墾田より産業の發達を促し、家光の鎖國政策は國民の氣概をして全く内に向はしめ、諸種の産業勃然として起るに至つた。然しながら武家政治の久しきに馴れ、我國民一般に將軍あるを知り、皇室の尊嚴を知らざりし時代たらしめたことは遺憾千萬といはねばならぬ。何はともあれ武家政治は我國體上よりはどこまでも變態なるものである何時かは奉還作用の行はるべき運命にあつたことは、北畠親房卿の神皇正統記に「——但し下の上を對するは極めたる非道なり。終にはなどか皇化にまつるはざるべき」が已にくく豫言してゐる。

(2)、時代相のながめ

奉還の機運に向へる時代の趨勢を私は先づ兒童の理會し得る程度より次の三點を觀る。

(この外追究すれば種々あらうが) 次の三つの大なる力が渾然として遂に奉還作用を生み出したものとみた。即ち (イ) 尊王論の勃興は勤王思想を發達せしめたこと (ロ) 對外關係殊に外鑑渡來 (ハ) 幕府財政の窮乏の三つであらう。

一、勤王思想の發達——家康の文治策はやがて國學の勃興を見るに至り、國史古典の研究をなして我國體の本然の姿を説き、王政復古にあらすんば止まざる強き叫を津々浦々に擧げた。かくて陽明學者の「日本は中國なり」との叫び、太平記の思想は高山、蒲生等の實際運動者を出し、光圀の大日本史、山陽の外史と政記は、いやが上にも王政復古を鼓吹した。かくして徳川未葉には殆んど知識階級は皇室を中心とせる國體擁護に努め「武家幕府を倒し王政に復さんとする」思想が天下到るところに萌芽した。これ即ち勤王思想であつた。

二、對外關係——歐米人の東洋着眼はやがて、我鎖國を許さず盛んに通商を求め又西歐諸國に蒸氣機關の發明あり、世界航路は急激に短縮されて到底開港せずんば國家危からんとさへ唱へらるゝに到つた。こゝに於て内に尊王論は幕府の地位そのものを根本的に危くせんとし、外に外鑑の渡來は通商の強要ありて、所謂内患外憂交々迫るに至り、所謂安政のクーデ

ターも井伊大老を失はしめたるのみにて、大老の横死後幕勢また昔日の色なく、幕府の力の少にてはかゝる局面の展開は不可能となつた。而して遂に全く上の力を藉るにあらざれば、益ち皇室中心に非ざれば、時局の救済は不可能の状態となつたのである。

三、加ふるに幕府の財政はその昔日光や久能山の豪華を描きしに比し、窮乏のどん底に至り、而もそれは長州征伐の失敗によつて層一層みじめさを感じさせた。(この經濟問題に就いては幾多の例證を要するから單に財力の缺乏をのみ説くにとゞめるのであるが)

要するに幕府は對內的にも、對外的にも、又財政方面に於ても衰乏して、遂にこの時局を打開し得ざる状態となつた。かくてこの行きつくところまで行きつくし最早や、幕府の滅亡は時の問題となつて居たことは明白であつた。が併し識見あるものは之をよく見ぬき得たるも、力なきものは時勢を達觀し得なかつたのである。かくて一方に最早や倒幕の時期至れりとなし、討幕の密勅下れば一方には大政奉還の密計進涉し、不可思議にも、實に不可思議にもこの相反する計畫は慶應三年十月十四日と云ふ同日を以て一致した。否同じ日を以て相衝突した、併しながら結局、討幕の密勅はどこまでも密勅であり、やみからやみに葬り去られ

ばならぬものであつたことは云ふまでもない。

(3)、本課取扱上の注意すべき點

一、時勢の動きを觀るの明を與へることである。如何に時代が展開するか、殊に本課の如き史上の大事件は、よつてくる時代の力を認識させなくてはならぬ。ともすると個々の史實にのみ興味をもち所謂單なる情緒的な興奮に終るおそれがある。而して最早や尋常科も卒業に近き時である。可成り史眼の養成されて居るべき兒童にあつては可成り深く突込んでもよからう。

二、維新の大業を作り上げた原因に就いて特に注意すべきは、大化の新政や鎌倉幕府の創設の如く、一人二人の英雄傑士によつて(勿論程度的にはあるが)造り出されたものでなくして、國民全體の力、即ち民衆の力——而も吾人に最も近き直接的祖先の忠誠の結晶であり、それは建國以來の大精神による國體擁護、皇室中心の日本精神の血涙史であることを内面的に理會せしめたこと。

三、建武中興が何故失敗に終つたか。大政奉還即ち明治維新が何故に成功せしか。これぞ最



も注意すべき問題であり、我々はこの問を兒童に投げつけ度い。

四、國家難局の打開としては必ず皇室中心によるに非ざれば行き詰りを生ずる。即ち國家の隆盛發展は皇室中心によりて全きことを知らしめねばならぬ。而して時勢は皇室中心に向つて流れた。教科書にも「土佐の前藩主山内豊信は大いに之を憂へ家臣後藤象次郎を遣はして大政を朝廷に還し奉らんことを慶喜に説かしめしかば、慶喜は時勢を見て其のすゝめに従ひ——」とある。その上奏文の中にも「當今外國との交際日に盛なるに依り、益々朝權一途に出で不申候ては綱紀難立候間從來の舊習を改め政權を朝廷に奉歸、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護仕り候へば必ず海外萬國と可竝立候——」とあり、この一節を見ても皇室中心によつて難局打開の計畫されしこと明かである。これによつて之を見るとき、如何に賢明なる如何に強力なる英雄生るとも我國に於ては結局皇室の力によるより外なく、而して皇室以外のものが中心なりしはずでにそのことが誤りであつたことを知ることが出來やう。

幕府の功罪に就いては二百六十五年間多少の非難はあつたにしろ、(このことは小御所

會議に於ける岩倉と山内豊信の激論をよめば略々その時代の人々の功罪論が明かにならうが今は省略す)大體に於て陛下の赤子を保護し、陛下の國を保つて來たのであるから、その功勞は十分に認めねばならぬ。明治元年江戸城明渡しを命を傳へてその處分をせられた時の布令にも「祖宗以來二百餘年間治國の功業少からず云云」とある。この點留意せねばならぬ。從來の國史教授にては先入見となつて、徳川時代即悪政失敗と斷じて居はせなかつたか。

六、慶喜の態度に就いて——かつて慶喜が十五代將軍として就任した時「祖家康は國家の爲めに幕府を開きしも、自分は幕府を葬る爲めに將軍職に就く」と云つたと云ふことであるが、此の點から考へても、已に奉還は決心せられ、時代を達觀せしものであり、而も彼の上奏文にあるごとく、彼の態度こそ返すべきときに潔よく男らしく還したものである。この點上奏文を味はしめ、一面その心情を汲みとらしめて慶喜も亦維新の大業の素因を作り翼賛し奉つた一人物なることを明かにせねばならぬ。

七、維新の戦亂——特に鳥羽伏見の戦に就いて

(イ) 原因の考察——動因は小御所會議であつたが、之より前討幕派の密勅は大政奉還によつて闇から闇へ葬られたが、其の精神は持続され徹底的の解決をなさんとし、なるべく徳川の君臣をして兵端を開かしめ、之に應じて出兵の名義を正しくし、幕府に根本的の大痛棒をくらはさなければ根本的、徹底的の改革は出来ぬとし、遂に根本的の改革派、所謂討幕密計派の意見の勝利に歸し、而もこの計畫がうまく適中し、又適中させられたのが鳥羽伏見の戦であつた。むしろこれは維新の戦亂の大動因とみるべきであらう。但し詳細に説く必要なし。

(ロ) 幕軍は何れも王師に引引く意志はなかつた。天皇をさしはさむ一二雄藩に反對すると考へたものであつたこと、そこに二百餘年の幕府の恩を忘れ得ぬ意氣を見るべく、こゝに傳統の力の偉大さを痛感させ度い。但し皇軍に抗する以上は順逆をあやまつたものであることを知らしめねばならぬ。これも當時の時代相「勝てば官軍」の思想の流れであり、こゝに順逆をあやまつたものであると見る。

(ハ) この戦の維新史上に於ける意義

この戦が若し長年月を要し、或は官軍に不利とせば局面は可成り複雑を來したであらうが、幸に僅かの兵をもつて官軍の勝利に歸したところに、錦旗の前には何物もない即ち皇威の絶對を示されたものとして見のがしてはならぬ。而してこのところに於て必ず、一一二、一一三頁の挿繪を以て説明せねばならない。

(ニ) 本章を取扱つた後、徳川三百年の總括をなすべきことは今更云ふまでもないが、此の際特に教科書の編纂態度について一應研究しておかねばならない。

## 第二〇節 西南の役の章の難點と究明

### 一、本章の難點

明治史の取扱上、征韓論並に西郷隆盛の擧兵の動機に就いては多くの難點がある。特に隆盛の思想、感情の内面的考察など常に問題になるところである。

### 二、難點の究明

## (1) 時代の推移

徳川氏二百六十五年の封建制は脆くも崩壊し終つて、王政は古に復古し、世は明治の新政となつた。而して封建制壞頽の後始末は當然中央集權の確立、換言すれば完全な國家主義に依つて國力の充實を計ることにほかならぬ。かゝる方針に基いて版籍奉還、廢藩置縣の二大變革が行はれ、中央集權の偉業の大半を成し遂げ得ることになつた。かゝる有様であるから封建の遺制は片端から破壊し盡されて新たな方針に向つての建設が着々と行はれた。そしてこの建設に當り、一には復古の精神に基いて新政を打ち建てやうと計つたことも無いでもなかつたが、多くは開國進取の國是に基き、泰西文化を輸入し、固有の文化に參酌して維新の實を擧げんとしたのであつた。西洋文化輸入は取りも直さず進歩主義である。之に對して保守反動思想の起るは何時の時代にも見えるところの常態である。當時一面には又國權論の勃興をみることになつた。蓋し國權論は攘夷思想の連続であつて、我が威を海外に張らんとする思想であり、内治論に對立して互に其の勢を競ふに至つたのである。ところが國權論者と保守反對論者とは多くの場合相提携し、以て進歩主義者とは言へ國權よりも寧ろ内治を重んず

る當局者に肉迫した。即ち進歩的破壊主義と保守的反動思想の衝突、内治主義と國權主義の抗争は明治初期のあらゆる事亂の因由を醸成し、所謂維新の諸亂の動因をなしたのであり、而してその最後の動亂をなしたものが明治十年の西南の役であつた。この役の直接的動因は言ふまでもなく征韓論であつた。かくして此の役が平定されてからは愈々政府の威權確立し中央集權の業は遺憾なく完成されるやうになつた。

## (3) 征韓論を如何に見るか

(イ) 征韓論の因由——特に内治主義對國權主義の抗争の生んだ國論であつた。内治主義は内治の統一刷新に主きをおき國權主義は外國の壓迫や、侮蔑に對して國威を發揚するを目的とし、攘夷論の繼續とも見ることが出来る。かの支那に對して琉球の所屬問題を解決し、西歐の無暴に對して小笠原島の所有權を確立し、露の横暴に對して樺太強硬處分案を高唱し清國の曲言に對して臺灣征伐を行ひ、而して朝鮮の無禮に對して征韓論の昂騰したことを見る如き何れも内治、國權兩主義の複雑微妙なる交渉に依るのであつた。

(ロ) 征韓論は我が國が頻りに歐米の文物輸入に對して當時韓の鎖國保守主義は、之を見

て「己れを捨て、人に屈するものと考へ、さてこそ我を輕視蔑視し一面我が「王政復古の意義」を解せざる結果、度々の我遣韓使のもたらせる國文のうちの「皇祖」とか「皇室」とか「奉勅」とかの文字を誤解し疑惑を生じ無禮なる態度に出でたる爲め、さなきだに國權論の喧しき時としてこゝに征韓の論が起るに至つたのである。

(ハ) 西郷隆盛の征韓論 隆盛は單なる征韓を主張してゐるのではない。板垣參議の如き「直ちに出兵し一戦を交ふべし、朝鮮との修交の如きはむしろ後に譲るべし」との意見であつた。併し西郷隆盛のは流石に、西郷式であつた。「直ちに出兵は不穩なり、過去の韓との修交の失敗は我遣韓使の地位低く爲めに韓の應接者も一屬吏なりき。今次は地位高き相當の遣韓大使を派して談判すべし。而して堂々彼の非違を咎むべし。若し朝鮮にして遣韓大使に危害を加へたらんか、その時こそ堂々問責の師を起して韓半島に迫るも差支へなし。その遣韓大使の任に我自ら當らん」と論じた。

蓋し西郷は征韓の一舉に依つて我が武威を轟かし、進んで我國內の民心を新にし更に維新當初の改革に於て常職を解かれて社會上、經濟上不遇の地に立つに至つた。少壯士族連を征

韓の壯舉に投じ鬱屈せる不平の氣を此の方面に漏洩させ、以て國論を鎮めんと計つたと見たいこゝに西郷の深慮遠謀を見ることが出來やう。

(ニ) 征韓論の得失 輕々しく判斷し難い。度重なる朝鮮の無禮に對し國權派(武斷派)の人々が征韓論を唱ふるのも愛國の至情であり、三韓を蹂躪することは茶飯事の事と思つたのも當時の氣風として、尤もなことであり。又一面内治派(文治派)の人々から見れば、歐米各國を巡遊し其の物質文明の進歩に驚き、外交關係の複雑多難なることを目撃して來た人々であるから、列強の干涉を心配したことも尤もなことであると思ふ。而して兩者共、意見こそ違へ共に「愛國の至情」より出でたる點に於て、吾人は一致するところを教育的に觀照し明治大帝が岩倉、大久保の非征韓派の意見を採用したまひしことは天智天皇が内治を先にして三韓を放棄したまひし事實と古今相通するものあることを痛感する。

(ホ) 征韓論の破裂について 遂に破裂した。この間に於ける大久保と西郷の分離はかつて水魚の交をなしたる同郷人ではあるが、國のために主義主張の相違せしことを十分に理會せしめ、兩人の如何に國家を思ふ念の強かりしかを知らしめねばならぬ。この裏面に長州派

の策動ありと云へど教育的國史にてはそこまで説く必要なし。西郷派の破れしことについて三宅雪嶺氏の「西郷隆盛論評」を見ると次のごときことを言つてゐる。

「征韓派で對抗運動したならば勝を得るに難くはなかつたらう。既に非征韓と決定しても猶ほ同志が聯合して運動すれば目的を貫徹するを得たらう。斯ることに淡白でもあり、力を頼みすぎて油断大敵となつた。西郷が辭職し近衛兵中の薩兵が之に従つて歸郷し容易ならぬ騒ぎとなつたけれども、騒ぎが大きい割に上つ面であり非征韓派が巧みに動搖を喰ひとめた。西郷に従ふものは如何にも命知らずの強兵どもだが政治的謀略に乏しい。桐野利秋は性質豪快兵を用ゐるに長ずるが毛嫌ひするところと、妥協せず打ち棄てゝおくので打ち棄てられたものは承知しない。人は西郷の人物に信服しても其の周圍を好まない。西郷も時として罵るを憚らず罵られたるものは不快を感じずに居れぬ。大久保は容易に人を批判せず適才を適所に置かうと努めてゐる。西郷と共にして居れば何時どうなるか知れないが大久保と共にすれば危げがないと思はれる。一般世間で西郷の人望が遙かに大久保を越えても政府に居る限り大久保に従ふものが多い。大久保が親裁を仰ぎ、勅命で事を運び權

力に根底があり浮浪人の親分とは違つてゐる。西郷は大々の親分でも辭職せば浮浪人の親分を免れぬ」

と評し、更に非征韓派の反對そのことに就いて

「征韓論の際強ひて西郷の言分を遮つたのは賞むべき事ではない。三條公が病氣で人事不省に陥つて仕方のないと言ふものゝ、御裁可まであつたものを翻すは明治年間の一の汚點を留めてゐる」

雪嶺氏一流の評論ながらよく評し得て居ておもしろい。

### 三、西郷隆盛の擧兵の考察

(1) 隆盛と私學校生徒——私學校設立の目的——隆盛故郷に歸るや徳を慕ふて、桐野篠原を始め歸郷するもの頗る多くその集るもの萬を以て數ふるに至つた。その勢力は鹿兒島全縣を動かすに至つた。隆盛は堅く是等の人々を戒めて妄りに動かさしめなかつた。東郷元帥山本權兵衛伯等も叱られて再び上京したものであつた。そして隆盛の考は是等の人々を指導して國家有用の人物たらしめんと目的で、自己の賞典録を以て其の費用にあて、私學校を立

て人材を教養した。私學校の綱領「尊王愛民」がまさしく隆盛の精神であり、全く國家的精神から發動したものであつた。故に新政府には絶対反對なるも暴力によつて兵亂を起して政府を乗取らんとするが如き危険思想は毫末もなかつたのである。江藤新平が敗れて彼にすがりし時大義を説いて之に應ぜず、又生徒の中に熊本、秋月の亂の時「好機逸すべからず」とて隆盛に舉兵を勧めしことありしに對し「今回の亂は國家の大患なり、好機とは何事ぞ」と叱したと云ふことによつても隆盛の國家愛がわかり、同時に私學校設立の目的も察せらるゝのである。

(ロ) 私學校生徒と隆盛の情誼

西郷は直接教授をせざるも徳を慕つて集るもの皆彼を呼ぶに先生を以てし、先生の爲めには死生惟れ従ふの有様であつた。横山健堂氏が江戸時代史論の中で講ぜられた一節に、私學校生徒二人が非常に議論をして決せず、果し合ひを以て勝負を決せんとするに至つた時一方のものが「吾輩の云ふところは先生も賛成だ」と云ふと他の一方のものが「先生が賛成ならば何も云ふことはない。決闘は止めやう」と直様話がまとまつた。即ち私學校生徒は己れの

命よりも西郷の精神を重んじて居たと云ふことがわかる。

今一つ隆盛が鰻屋に上つた話がある。其の時に鰻を食べてしまつて後に西郷隆盛は「金は置いたぞ」と言つてその料理店を出た。所が主人が行つて見ると金が無い。當時私學校の生徒が随分食逃げをすることがあつたので、西郷先生も食逃げしたかと思つて追駈けて行つて「先生お錢がありませんが」と云ふと「いや確かに置いた」と云つてスタクと歸つて行つたから西郷先生にまさかさう云ふことはなからうかと引返して來て能くしらべてみると、十圓札がベツタリとお鉢の裏に貼つてあつたと云ふことである。そこで主人は驚いて——當時の値段として五錢か六錢位の價であつたゞらうと思ふが——斯んな澤山載いてはと、又追駈けて行つてそれを西郷先生に返さうとすると隆盛は「いや此の頃私學校の生徒が随分君達の家迷惑をかけて居るさうだから、どうか取つて置いてくれ」と言つて過ぎ去つたと云ふことである。此の話は如何に隆盛が私學校の生徒を子の如く思つて居たかと云ふことを證してあまりあらう。

當時私學校の生徒は西郷の徳を慕つて集まり來るものが、非常に多くあつたのであるが、

皆前の決闘をもせんとする時に「西郷先生」の一言に依つて、それが決すると云ふにまで隆盛を信仰して居るし一方隆盛は私學校の生徒に對して子の如く、之を可愛がつて居たのである。

(ロ) 疑心暗鬼を生む

かくして私學校の生徒は此の英雄が今の政府に容れられないと云ふことは、實に政府の人々に對して不満であつて事ごとに爆發しやうとしてゐる。それを幹部の人々が色々に抑へて居たのであつたが、遂におさへ切れずなつたのである。かくて一世の輿望を負ひ功績並びなき英雄は薩南の天地に在り神の如く敬ひ、慈父の如く慕ふもの愈々集り萬を以て數へらるゝに至り、薩南の地は宛も治外法權の如く禍機は鬱勃として暗雲常に低迷し、政府の人々は之に疑心を生ぜざるを得なかつただらう。元來南洲は國權論に終始する考なるも決して保守的の人物でなく、又過激の處置をとる人では全然なかつた。然し敬慕する先生の不遇を思ふ生徒には政府の一舉一動を見るにつけ色眼鏡を以てしたのも無理からぬことであつた。慷慨激論「西郷先生起たすんば奈何」と切齒扼腕するに至る。教官村田新八の如きも「西郷先生の

力を以てすると雖も難し腐れ繩を以て満水せる大樽を縛れるが如し」と人に嘆いたと云ふ。

(ニ) 隆盛の擧兵

遂に樽の繩は切れた。十年兵器庫の移轉と中原尙雄の一件は導火線となつて爆發した。此の報を聞いた時に西郷隆盛は大隅に狩をして居たといふことであるが、遙かに東方の天を拜して陛下に御斷り申し上げ「噫我事終る、我死せり」と情誼に厚き南洲は人生の毀譽を度外におき、餘生を捧げて壯士輩に與へるに至つた。彼は全く愛する生徒のひいきの引倒しになつたのである。

私學校の生徒が將に鹿兒島を出發政府に問はんと意氣天に冲する時、南洲は丘の上に立ち併も薩摩緋の和服にて見送つたと云ふ。この時の大西郷の眼は熱い涙にうるんで居た。この時の心事をよく考察せしめ度い。

(三) 擧兵についての批判

十年役が彼の素志に非ざることとは明治天皇の遺族にたまひし恩恵が物語つてゐるが、吾人は今少し文献によつて考察してみ度い。

西郷の精神は彼が熊本包圍中大山綱良に贈つた書中にある「小生は正を以て起り、正を以て斃るゝこと始めよりの目的に候、ワシントン、ホボレオン、湯武云々は中々小生輩の事に非ず、萬一不幸にして相破れ、屍を原頭に曝らし藤原廣嗣と其の名評を同じうするとも、足利尊氏となるを望まざるなり」とあることによつてよくわかつてゐる。又山縣有朋が城山籠城の西郷に送つた書中に、

「君の名望を以てするもなほ之を制馭すべからざるに至る。而してその名を問はゞ則ち曰く『西郷の爲めにするなり』と其の議を聽けば則ち曰く『西郷の爲めにするなり』と情勢已に迫る、斯くの如き夫れ然り。君が平生故舊に篤きの情交に於て空しく此の壯士輩をして徒らに方向を誤りて死地に就かしめ獨り餘生を完ふするに忍びず、是に於いては其の事の非なるを知りて、壯士輩に奉戴せられたるに非ずや、然らば即ち今日の事たる君は初めより一死以て壯士に與へんと期せしに外ならざるか」とある。全く此の精神であらうと思ふ。かゝる意味に於て西郷軍兵の動機を知らせてよからうと思ふ。

三宅雪嶺氏が評して曰く

「斯の如き悲惨なる戦亂は内地で再び起らない。明治維新の第一の功臣が十年を経て第一の逆賊として取扱はれる奇異なる運命を後の記録に留めるに至つた。西郷は國家に大功あるとしても見、國家に大罪あるとしても見ることになりそこに大西郷の性格があり、これは現はれ人間が成敗利鈍で價値を變ずる者でないことを明かにする。

然し西郷は遂に充分なる適所を得なかつた。如何なるが適所か、それは何とも言ひやうが無いが現在の支那の如きに居れば、之を統一するに誂へ向きではなからうか。支那に相應の人物が居りつゝ、惜しいことに西郷が居ない。

大西郷ならば中華民國を統一し國憲を制定し、大總統職を他人に譲つて野に下らう。孫文ほどの知識なく、袁世凱ほどの知略なけれど、性格の重量は二人の到底及ぶところではない。差し當り西郷の適所は中華民國の統一にありとする。

それでも西郷の實歴は、徹頭徹尾日本人としてあつて、日本の國運の發展すると共に長く光輝を放たう。

#### 四、西南役の史的意義

至難教材の究明



西郷の大を以てしても薩摩軍人の勞を以てしても、農兵だと云はれし官兵に對抗し得ざることを物語りこれを一轉機として世は言論の時代となり、官兵の實力と中央集權の確立が出來た。かゝる意味に於て此役は國家の大患なりしもそはやがて眞に新日本の生みの惱みの總決算であつた。そして各地に蟠つて居た禍亂の分子は此の役によつて一掃せられ、暴動叛亂の蜂起は罷んだから、明治維新の創業は鹿兒島の亂の終熄を以て一段落とするのである。

## 第二節 條約改正の章の難點と究明

### 一、本章の難點

條約改正の事は明治初年以來の懸案であつた。

之が成立に至つたに就いては朝野の苦心は非常なものであつた。これが教授に當り、如何なる點を如何に取扱つたらよいか。而して代表的事項として如何なることを述ぶべきであるか。かゝる點に就いて本章は豫め用意しておかねばならぬ。

從來本章の取扱が重視されて居る割合に取扱がおろそかであつた。この點にも可成り反省

すべき餘地あらん。

### 二、難點の究明

#### (1) 條約改正の根本問題

本章の取扱にあつて第一に研究すべき問題であると思ふ。この問題が深究されてゐないために、この明治外交の痛たりし處の條約改正が淺薄な態度で過ごされてしまふと思ふ。

復古集權の大業が完成し、千古不磨の大典たる憲法も次第に生れ出でんとし、その結果我が國民の自覺が段々と萌え初め、遂に條約改正の運動となり、之が幾多の波瀾を惹き起すに至つたのである。

そも／＼幕末に日本が歐米諸國と締結した所謂安政條約なるものは強制的に彼より締結せしめられたものであつたが故に、我にとつて不利益な點の多いのは固より當然のことと言はねばならぬ。

中にもこの條約中頗る我に不利益なりし問題は

#### 一、關稅の自主權喪失 二、治外法權

の一問題であつた。

(イ) 即ち海關税が強制的に制限されて、外國からの輸入品に對して日本は自主的なる税率を課することは出来なかつた。

されば物價の騰貴と共に此の協定税率から外人の得る利益はなかなか莫大なものであつて反對に我が國の受くる損失又、多大なものであつた。随つて外國は永く此の税率を維持しようと思ひ、我れは自ら自己の關稅を定むる權利を得ようと思んだ。

(ロ) 次に治外法權の問題である。

元來此の治外法權は土耳其から始つたのであつて、土耳其が此の制度を設けたのは土耳其の法權を異宗の外人の上に及ぼすのを自らの恥辱とし、寧ろ土耳其人の自尊心から外人は彼等自ら裁判するに任せたのである。然るに土耳其はその後衰へ、かゝる方法は自然各國の權利として認められ、各國何れも治外法權を以て耶蘇教國以外の國と交際する場合の常則となすやうになつた。然るに條約締結當時の幕吏は外人を神聖なる白洲に於て裁判するを恥としてかゝる失態を招來したのである。

かくて安政條約が我れに課するに、治外法權の領事裁判を以てしたのは日本に對する非常な侮辱であつたのであつて、畢竟外人が日本に於て犯した罪に對しては日本の法律及び裁判の支配を受くる必要がない。外人の勝手に作つた法律で所罰されても止むを得ないことになる。しかし外人中でも米國公使ビンガム(John A. Bingham)の如き日本に對し非常な同情をし、日本は速にその關稅權を回復すべきであり、外人の治外法權は合理的に有効な司法制度の確立と共に廢止さるべきものであると主張した。

外人でさへかくの如きであるから、我國民が痛切に條約の改正を考へたのも固より當然の次第であつた。

随つて維新以後我國の外交の體面が一變するやうになつてから相踵いで外交の局に當つたものは、何れも皆條約改正、特に治外法權の撤去を以て緊切なる責務と感じた。云ふまでもなく維新以後復古集權のことが段々整へ來つて、國民の自覺の向上の致すところであつた。併も明治四年岩倉大使一行は條約改正の交渉をなすべく歐米に向ひながら、文化の程度のあまりに差異あるに驚いて遂に黙して歸國し、内治の急を叫んだのであつた。

## (2)、改正への先決問題

然らばここに内治の急を以て先決問題があるべき筈だ。先決問題！そは何か。

即ち先づ以て我が国力の充實であり、在來の弊風を刷新し、歐米各國に對抗し得るだけの充分なる力量を示さねばならぬ。

されば奈何にかして治外法權の屈辱を雪がんものとの愛國の熱情から我れをして諸般の事物を改良し、西歐文化を輸入して文明の域に進まうとの考を起させた。此の際維新以來の大方針たる

舊弊打破！ 開國進取！

の二つの精神に基づいてゐるのは勿論ではあるが、條約改正に關する焦慮と云ふことも決して無視するわけには行かぬ。

第一に法律の改正から着手し、明治三年新律綱領六卷が編纂され、徳川時代に於ける峻烈なる遇囚法の蠻法を止め、海老責等の拷問を廢し、刑は努めて寛恕の意を體し、成るべく輕減の法にしたがつた。

かくて法典の制定に加ふるに更に風俗習慣をも外國に擬し、出來得る限り早く國際上の不平等から逃れんとした。かくして歐化主義は起つたのであるが、これは對等の交を外に修めんとする開國進取の國是に同じく、名は外國崇拜の如くであつて實はその正反對である。

換言すれば、國家としての我れの地位を高めやうとの思想に出でたのであり、國民自覺の一表現である。

大隈侯の開國大勢史に歐化主義を評して

「是れ嘗て日本國民の共通の精神たりし鎖國攘夷の主義より一變して我が國を世界の文明國と等しからしめ、名實共に完全なる獨立國となし、以て外國の壓迫を除かんとする愛國的精神より出でたるものなり。我が國の獨立を傷つけつゝある不對等の條約を改正せんが爲には如何なる困難、如何なる犠牲も敢へて避けざるの決心は是れ維新以後に於ける百般の進歩の原動力なり。外交の爲に幕府も滅び、封建も滅びたれども、獨り不利益、不名譽なる條約の存するあるを以て之を改正せんとする國民の熱心は總ての文明的運動の中心となり、今日の法律、教育、兵制及び殖産興業の隆盛を見るに至りたる次第なり。」

と言ふてゐるのはまことに妥當の言と云はねばならぬ。

(3)、改正さるゝまでの惱み

(イ) 岩倉大使の歐米視察

明治五年の七月四日は丁度安政條約の満期に當るので、その前年の四年十月に岩倉具視木戸、大久保等をして歐米を巡遊せしめ、切迫せる改正につき日本政府の期待するところを告白せしめんとし、且つそれがために如何に我制度を改良すべきかを各國に商議させた。使節を派するに臨み明治天皇の賜はりし勅の一節に、

「今願フニ條約改正ノ期ハ既ニ迫テ一年有弱ノ時ニ在リ朕大ニ之ヲ改正シ我カ國ヲシテ文明ノ諸國ト對角ノ位置ヲ保タシメ其權利ト其實益ヲ全フセンコトヲ思フ。然レトモ朕カ國土ノ文物制度大ニ外國ニ異レリ是ヲ以テ朕直チニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マス。唯タ方ニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ其最モ朕カ國土ニ適スルモノヲ選ヒ之ヲ採テ之ヲ行ヒ徐ニ我政治ト風俗ヲ改良シ以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラム。是ヲ以テ朕今使節ヲ派シ聯邦政府ニ就テ朕カ國土ノ事情ヲ露示シ我制度ヲ改良スルノ手段

ヲ商議セシム」

以て如何に大御心をいためさせられしかを拜察し奉るものである。

さて一行は米國を訪ね、更に歐洲各國をめぐる、殆んど二年の日子を費し、明治六年九月に歸朝したが、何等直接の結果を得ることは出来なかつた。

併し一面日本の希望に對する諸外國の意向の那邊にあるや、さてはこの問題の至難なることが明かとなつた。

(ロ) かくて明治十一年寺島宗則外務卿が交渉を開始し乍らも、或は輿論は稅權の恢復のみにては不満で、更に治外法權の撤回をも要求主張をなし、寺島は中止、爾來數代の外相は輿論の反對に、或は協商不調により交迭を見幾多の犠牲と苦心を以て之に望んだが殆んど成功に至らなかつた。

(ハ) 大隈の改正案

明治二十一年重信の外相着任、所謂國別談判であつたが、ロンドンタイムスから條約の内容がもれ、世論囂々として俄に沸騰、その結果、來島恒喜の爆彈に傷き、黒田内閣は瓦解し

た。

(三) 青木外相の談判

大隈外相のあとをうけてさきに米、獨、露と締結せし三國との條約實施を延期し、二十四年對等の新條約を調製して英國と交渉を開始したが、その際、五月、大津に於て津田三藏巡查が露國皇太子に斬りつけた事件があり、爲に外相青木周藏は引責辭職をした。

(ホ) 陸奥宗光の談判

かくて二十七年七月十六日、先づ英國との新條約が出来、我が陸奥國相は成功し、領事裁判は明治三十二年限り廢止され、一定の貨物に對しては五分乃至一割五分の關稅を課すべき協定稅率が定められ、其他の物品は凡て我國で決められ、稅率の支配を受くることにし、土地所有權は國人に與へぬことになつた。やがて日清役は開始され、我が軍は陸に勝利を得たるところから、我れに對する列強の信望頻りと昂まり、條約改正の機運傾に上り、米、伊、獨、佛、露、澳と何れも改正條約の調印を了し、三十二年から改正案が實施さるゝに至り、ここに四十年來の煩悶と焦慮の曇を拂つて明るい日本が現出した。

(ハ) 思へば改正はかくの如く前後二十餘年の努力の結果始めて贏ち得られたもので、その間、或は外國の刺激をうけ、或は國民愛國の赤誠にはげまされ、幸に有終の美果を獲得し得たものであり、この間幾多のいけいのあることを忘れてはならぬ。

就中我國政府の内治に對する苦心により、制度法典の完備により、更に軍備の實績が日清役によつて證明せられし事は、最も有力なる解決の原因とみることが出来やう。かくて我國は歐米先進と等しき地位に立つ事を得るに至つた。

之れ明治時代に於ける、劃期的重大事件であり、まさしく立憲制度の確立、朝鮮問題の解決並に條約改正とは明治初年以來我朝野の懸案であつた。

立憲制度の確立は憲法と議會の制により解決され、朝鮮問題は日清役の武功に於て一先づ落着した。而して我等はここに將來の外交に就いて考察せねばならぬ。

(4) 條約改正の與へた教訓

1、國 力

外交のことは至難中の至難である。自國の勝手にはなし得ない。そこに種々の理由、事情

が伏在する。併し何と云つても国力であり一國の實力である。

文化が進み實力さへ完備したら、たとへ約束の期限内であつても改正が出来る筈だ。

我が國民が期限がみちた條約に三十年間も恥しめられ、苦しめられて來た。結局は力がな

かつたからである。力、力、力こそ國の強味であり、民の強みであるのだ。

かくみるとき本教材こそ、我國が東洋の一孤島より世界的地位に躍進した劃期的な重要事

項である。

此の事件は我國の政治的實力が、世界各國により認められたことの證左でありと云ふべく而して内治外交に於て世界に認めらるゝに至るまでに充實せる力を養ふためにはあくまでも舉國一致の精進努力の肝要なるを痛感せしめる重要な使命をもつと思ふ。

## 2、朝野の努力

更に本教材のもつ教育的價値は過去數十年間に於ける我國の上下朝野の苦戰惡闘史であり更にこの過去の悩みが現在を生み、將來に何ものかを暗示してゐることである。

外務當局は言ふも更なり——朝野の國民——吾々の先輩——は如何に苦しみ如何に闘つた

か、併も終始變らぬ此の苦闘振りこそは我國の一つの強味ともみられる。我日本独自の日本精神の光も亦ここに輝きわたる。

## 3、國民背景の外交——國民外交

方面はやゝちがふが、今一つの教訓は時代の進歩と共に外交は秘密ではいけないといふことだ。

國民をバックにした力ある外交、それが所謂國民外交であり、進歩した時代の外交であると云ふことが次第に明瞭になつて來る。

それにしても世間狭い考へから、一時の血氣にはやる無謀な暗殺事件、白色テロなどの暴行によつて、上御一人に對し奉りまことに申し譯けなき行をし、更に當局者を手こずらせるなど全く以ての外であることをよく考慮せねばならぬ。改正の與へた教訓をこの三點に立つて眺める必要なきか。

## (6)、現在及將來への外交

國內的事項の多き國史教材の中にありて、明治史は特に國際的教材の多きところこの點充

分注意すべきところである。我等は史實に徹して現在及び將來に對する生活指導にまで考へ及ぼさねばならぬ。而して現在の外交は既に述べし如く國民的外交の時代に進んで居る。單に政府と政府との交渉のみによつて圓滿に解決さるべきものでなく、國民の感情が輿論を生じ、輿論は外交當事者の考を支配する。軍備のみを以て外交手段とせるが如きは過去の事である。世界的地位に立てる我國民は過去の日本への通弊とせられた島根根性を抛つて、我國の世界に對する地位を自覺し、世界平和の爲めに或は世界の文化の爲めに貢献せねばならぬ。長くも明治天皇が

「四方の海皆はらからと思ふ世に

なぞ波風の立ち騒ぐらん」

と歎きたまひし大御心こそ、國家を超越して全世界に對する大なる人類愛の顯現であると拜し奉る。

(6)、本教材取扱上の注意

一、我國が歐米諸國とひとしき地位に立つことを得たる所以を明にし

二、領事裁判及治外法權の意味とそれが如何に國威を損せるものたるかを考へ、現在のそれ等の状態を知らしめ

三、關稅が産業上重大なる意味を有すること、之に關する利益を主張する事の正當なること  
四、我國が此等の要求に就いて苦心せるところに鑑みて、外國に對し今後の方針は如何にあらべきかを考察せしめ。

五、この外當局者が各國との折衝の爲め非常なる苦心をなせる點に就いて同情と感謝の念を以て考へしめ

六、國民としてかゝる當局に對する態度の正しかるべき事を十分理解せしめねばならない。當時の誤つた態度に對しては批判的に説明を與へねばならぬ。

第三節 明治三十七八年戰役の章の難點と究明

一、本章の難點

(1)、日露戰役の原因を我正義的立場から如何にみるか。

ポーツマス條約は戰勝國の日本國としてはあまりに不満足な感に満たさる。しかし當時の  
 狀勢を考ふるとき、そこにやむなき事情も存在する。この點に關して兒童には如何なる方針  
 によつて取扱つたらよいか。又此の條約が今次の滿蒙問題とも密接な關係をもつてゐる。こ  
 れ等の問題をも考慮のうちに入れておかねばならない。

## 二、難點の究明

### (1)、日露交戦の回顧

(イ) 當時の世相——第十九世紀から二十世紀に涉りて、西歐諸國何れも急激なる人口の  
 増加を示し、一八一五年に總數一億七千五百萬であつたのが、年を追ひて増進し、百年後の  
 最近には四億五千萬となり、勢ひ各國共に殖民事業を勵行せねばならぬ様な事になり、尙之  
 等の世紀に經濟組織が甚だしく變化し、生産力が著しく増加せる結果、列國共に粗製品を海  
 外から求め且つ新市場を世界の各方面に拓くの必要に迫られた。されば是等の世紀には列強  
 争ひて海外發展の策を講じ、苟も人口の稀薄なるところ、之を求めて經營することが盛とな  
 り、所謂世界政策は逐日旺盛の域に進んだのである。此の世界政策は有力なる國家が無抵抗

の處に其の勢力を扶植するのであるから、一に之を帝國主義ともいふのである。さて日本は  
 どうか？維新以來開國進取の國是に従ひ、我から進んで列強對峙の眞中に突き進み、二十七  
 八年日清役後に於ては確に世界的國家の第一階に進んだ。さればこそ三國干涉の悲惨事も起  
 り、黃禍の説も喧傳さるゝに至つた。形勢斯くの如くなる上に我が人口の増加率も著しく、  
 明治初年即ち十九世紀の後半に三千有餘萬といはれたのが、二十世紀の初頭には八千萬と算  
 せらるゝに至つた。されば日本も亦世界列強の趨勢に従ひ、世界政策、(勿論我の立場は正  
 義人道に立つ堂々たる活躍であつたが)の禍中に投じて、空前の活躍を演ずるに至つた。日  
 露戦役の如きは實に彼露國の東方侵略政策と之を支へんとする亞細亞民族代表たる我國との  
 一大衝突に外ならぬ。

### (ロ) 原因考察

一、その一因は露國の對韓政策であつた。三國干涉後の露の對滿洲政策の魔手は更に伸びて  
 巧に朝鮮の親露派を操縦して排日の氣勢を煽り、政治上、經濟上次第に利權を擴張せんとし  
 つゝあつた。而して日清役の原因たるや朝鮮問題にあり、この役解決後同半島は我勢力の正



しき意味に於ける勢力急に加つた矢先であつた。かくの如く日露兩大雄は朝鮮方面に於て政治上、經濟上一致の行動を見ることが難しかった。かくて早晚砲火の間に見ゆるべき運命にあつたのである。

二、その二因は云ふまでもなく、三國干渉後の彼の滿洲及遼東半島蠶食の漁夫の利的行動にあり、而して我が國民の敵愾心の彌が上に盛になつたことであつた。

三、その三因は義和團の亂鎮定後露國の滿蒙駐兵策であつた。

四、交戦について——戦役の起りをかくみるとき露國の海洋政策は人文地理的に見て國家發展上必要であり、我國が朝鮮をして帝國の中腹をえぐらんとする短刀たらしめずして、我が帝國を舟とみる時の帆たらしめんとするは、國家自衛上必要なものたるは言をまたない。たゞ根本に於て自ら貧兵なりや、義兵なりやの區別を生む。此の態度で見ることが必要であらう。

即ち帝國は目標を東洋平和、正義の爲、皇道をたどるに反し、彼は東洋の侵略、覇道をたどり従つて過程に於て必然的に我は事をなすに信念強く、温和手段をもち、冷靜に着々成算

ある行動を続け、彼は暴力を以ておどしの道をたどり、投機的否打算的行動を続け、國家の輿論の如きも我にみる熱誠を認め得ないのである。

而して商議を重ねること數次に及ぶも、彼は何等の誠意なく、互讓協定も無視して居た。

敢然たつた我國こそ堂々疚しい野心のあるべきものではない。此の點に關し嚴正中立を標榜せる米國の如きも頗る好意をよせた事も當然であらう。由來帝國は天皇の宣言による戦に皇道に出でざるものなく、此の態度は國家を一貫する姿である。従つて此の態度よりみて、「日本は正しくかつ強く」といふ戦勝必須の條件を具備してゐた事を、確認せしめねばならぬ。

かくて交戦二十閱月、ルーズベルト大統領の勸告によりて和議成立をみるに至つた。

(2)、ポーツマス會議に就いて

(イ) 折衝の至難事情——本會議は當局及有識者にあつては最至難外交と豫測されてゐた即ち我は戦勝國民として可及的要求を持ち、又之が貫徹を期してゐた。然るに彼は連敗の状況にあり乍ら、未だ自國領土には一步も踏み入れられず、ハルビンまでは豫定の退却なりと

傲語して居た。然して我は東洋平和の根本的解決を本役の目的としてあくまで彼の東洋侵略の手を断たんとしてゐた。ここに兩國の態度は非常に懸隔があつた。即ち露帝の

「朕ハ日本ノ寛大ナル讓歩ヲ待ツヨリハ寧ロ續戦スベシ」

との語が明瞭に物語つて居る。かゝる状態なれば讓歩か續戦かにまで危険状態に陥りて、將に談判破裂にまで至らんとした。

(ロ) 更に帝國の輿論の過激なる爲め政府との意見が一致せなかつたこと、即ち國內には續戦說強硬にして、或は三十億圓論や、シベリヤ半割讓說等よりして輿論に於て條約への希望の過大なる爲め、事は最も條約締結の當事者をして苦しめた。

(ハ) 然るに直接折衝の任にあたる全權及政府は、露國の態度と國民の輿論に板狹みとなり、かつ一方續戦の不可なるを思ふ時、進退窮し、遂に大讓歩を結ぶに至つたのである。その結果は國民の批難攻撃によつて迎へられたが、かくなりし經過に於て決して當局一人の責に負はすべきでなく、當時の情勢に眼を注ぐ時止むなきものがあつた。併しここに今一つ考慮すべき重大なるものは、帝國の人道的寛仁大度であつた。

十月十六日、畏くも明治天皇は嬉和批准の詔にも「交戦二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸ブ、朕ノ恒ニ平和ニ汲々タル豈徒ラニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ苦シマシムルヲ欲センヤ(中略)我ハ提議スル所ニシテ始メヨリ交戦ノ目的タルモノト、東洋ノ平和ニ必要ナルモノトハ露國ノ要求ニ應ジテ以テ和好ヲ欲スルハ誠ヲ明ニシタリ」とあり、當時歐米の諸大新聞が筆を揃へて「日本ノ交戦ノ目的ノ尊重スベキモノタル事ハ一切ノ文明國民ノ認ムル所、ソノ起テ劍ヲ手ニシタル目的ハ正當ニシテ其ノ目的ハ正ニ達セラレタリ」(ロンドンタイムス)又「ソノ和ヲ講ズルニ當リ其ノ非凡ノ寛容ハ實ニ世界ヲ驚倒セシメタリ其ノ俠義ヲ二十世紀ニ行ヒ以テ戰爭ノ慘烈ニ終局ヲ與ヘタリ」と評して居る。(デーリーテレグラフ)

我等はこの讓歩を以て決して屈辱的とは思はない。むしろ道德的方面より考察し、開戦の目的を達した以上徒らに平和を攪亂するのは正義人道に反するものなるを第一義的に考へ、更に軍事上、經濟上結末をつぐべき時機であつたことを考へさせ、以て當局者の達識と苦心及其の背後にゐます陛下の御心勞の程に感激させねばならぬ。

徳富蘇峰氏の「十二分とはいへぬが先づ十分といはねばならぬ」の名言味ふべきではないか。

かくてこの條約は

一、韓國併合の前提であり

二、滿洲及關東州樺太に於ける我が發展を基礎づけるものであり、

三、やがてこれが今次の滿洲事變のよつてくるところである。

ことに着眼せねばならぬ。

(3)、ポーツマス條約と滿洲事變

今次の滿洲事變の起つた直接の原因は九月十八日の奉天南大營附近に於ける滿鐵線路の破壊であつたが、この遠因は滿洲に於ける我正當なる條約上の權益に對する支那官民の多年にわたる組織的侵害によるものである。

而して我が「正當なる條約上の權益」とは何か、その根基をなすものはポーツマス條約であり、之れより派生せる日清滿洲善後條約及び附屬條約並に最近の二十一ヶ條約であらう。

而してこの利權が條文として儼存するに拘らず、支那官民はあらゆる機會に之を蹂躪し、殊に近年はそれが甚だしく兩國間に懸案となつてゐるものが、既に三百數十件曰く「旅大回收問題」「滿鐵經營權侵害」「鐵道問題の不法」「邦人商工業妨害並商租權妨害」等々我の滿洲に於ける投資額は約二十億他國は僅かに五億強であるとみると、正に滿蒙は我幾多勇士の血を以て得たる地であり、加ふるに、我が民族の汗と油の塊なる經濟力を集中して購ひ得たる生命線である。日本が多年に互る支那の非協調的惡意と敵意による暴戾に對し、奮然起つて自衛手段をとるに至つたことは當然すぎる程當然だ。これはさながら惡漢が旅人の着物から繻袴からその他すべて身にまとふものをさらつて、更に生命をさへうばはんとするに等しき行爲であらう。かゝる行爲に對して、誰か默せんや。

併も滿蒙の今日の文化建設により受くる支那人の利益恩惠は如何、彼等の手に委せば如何になるや國家的觀念なき彼等が果してこの文化をどれ程維持し得如何ばかり發展せしむるや我滿蒙政策は一は我國の經濟問題の解決にあり、一は支那幾億の人々の幸福であり、東洋平和の爲めであり、否やがてそれが世界人類への貢獻にあるのであつた。全くこれ共存共榮の

範たる政策であることを打ちこみ度い。

(4)、取扱上の注意

- 1、本役の原因を回顧し、正義人道の爲めの擧兵なりしことを知らしめたい。
- 2、ポーツマス會議に就いては、當時の事情を明かにし、その折衝の悩みを描き會議の進行を出来るだけ具體化し、最後の平和への勝利を明かにして以て直接、折衝の任にあたりし、全權並に當時の政府要路の人々に感謝の念をもたせねばならぬ。
- 3、媾和條約の内容に就いては特に條文の羅列に止まらず、何故この條文が提出されてゐるか——そこに我國の開戦の理由をも読み得ることを考へ度い。
- 4、戦勝の原因を考察すると共に、戦争は戦争その事が目的でなく、平和をみだすものこそらし、次の平和を求めんとするの生みのなやみであることを授けねばならぬ。
- 5、滿洲事變についてはこの條約が根基をなし、如何なる歴史的事情のもとにかくなりしか我國の立場と支那の立場とを明かにし更に將來の覺悟を明示したのである。

第二三節 韓國併合の章の難點と究明

一、本章の難點

韓國併合は最も慎重に研究すべき問題であらうと思ふ。今更その理由を説明するまでもないが、併合は併呑の如く解され、而も或觀方によれば我國の他國侵略の奥の手が最も露骨に而して辛辣に働いたごとく解せられ、之が爲めに不良分子のせん動と、不良分子の策動によつて時々不心得な行動に出づる事が多い。これ等の點に留意するとせば如何なる態度と方法とを用意せねばならぬか。

二、難點の究明

(1)、東洋の痛

歐洲のバルカン、東亞の朝鮮は二十世紀當初東西に對立せる史上の二大震源地であつた。韓國に對する根本的思想の相違は、遂に日清戦役と化し、下關條約によつて清國に朝鮮の獨立を確保せしめたが、三國干渉の爲めに我國が一大侮辱をうけるや、韓國は舊來の我恩誼を

忘れ、「露國は以て事を托するに足る」となし、漸く露國と接近し、親日派全く影を收めて親露派獨り勢威を恣にするに至つた。次に明治三十年に入りては其國王露國公使館より王城に還り、國號を改めて大韓といひ、王國を帝國と改め、獨立國たる體面を整へた。けれども其の實露國は韓廷を威嚇して自國の利益を謀るに吸々としてゐた。従つて我國が韓國に對する勢威を清國より奪つて、露國に移したと言ふ觀を呈する事になつて來た。其後露は關東州に着眼し、一時手を朝鮮より引いた感はあつたが、後更に辣腕を伸して、鴨綠江畔に及ぼし、韓國森林の伐採權を獲得し、或は龍岸浦の租借をも敢てせんとするに至つて、我帝國の把持せる東洋平和の國是は露國の滿韓に對する軍事的設備と相俟つて、默認する能はず、遂に日露の役となつたのである。實に朝鮮は東洋の癌であり、爆彈貯藏庫であつた。

### (2)、韓國民の不幸

中央政府は絶えず黨争のために動搖し、地方政治は紊亂し、苛政行はれて國力疲弊し、加ふるに日清役において兵火の難を受ける等、殆んど寧日なく、上は政治の形式より、下は庶民の生活に至る迄、全土を擧げて不安より脱する事が出来ない状態であつた。かゝる國を

隣邦とした我が國は當然、補佐し、改善保護の實を擧げなければならぬことになつた。而も我國との歴史的關係を一度回顧しても、如何に我と彼との密接不離たる關係あるを知るであらう。したがつて、我國として彼を保護し指導の任の必要なるや言を要せないであらう。

### (3)、親善より保護に

#### 1、明治三十七年二月

我國は韓國の獨立及領土保全を保障し、尙東洋の平和を確立する爲めに將來韓國は日本を信頼し、施政の改善に關して日本の忠告を容れる事を約した。

#### 2、明治三十七年五月

韓國皇帝はさきに韓露の間に締結した一切の條約及び協定を廢棄する事を宣言し、其の政府は親日派によつて組織され、民間に於ても一進會等いふ團體が出來て日本に親しまうとする國論はやうやく盛になつて來た。

#### 3、明治三十七年八月

日韓協約なり日本人を財政顧問とし、愈々日本を信頼する様になつて來た。尙征露の戦は

連勝の有様であつたから、彼は益々我國を信頼し、我又十分親誼を以つて之を助けたので韓國の内政も漸次改善せられやうとして來た。

4、明治三十八年十一月

ポーツマス條約によつて我が國の韓國に於ける政治上、軍事上、經濟上の優越權を承認され事實上、韓國は我國の保護國となつたのである。其後十一月に入つて伊藤博文を大使として韓國の外交權をも我に收め、統監府を京城に置くことになり、國內の安寧は維持され、外<sup>5</sup>は圓滑になり日鮮の親善は愈々密になつて來たのである。

交、明治四十年七月

更に條約を結び我國は韓國の内治、外交の指導監督の任に當る事になり、舊來の弊風は一掃され、我國の韓國保護の實蹟は着々と効を奏し、國政の整へる事正に一新の觀あり。兩廷間にも親善の實を加ふる事になつた。

(4)、保護より併合へ

韓國は我統監政治によりて次第に改善されて來たので、韓國の大部分は之を謳歌したが、

頑迷なる韓人の中には、保護政治に反感を抱くもの或は、私腹を肥やす事が出来なくなつた爲に不平を抱くもの、或は不良の徒を煽動する者が出て來た。明治四十年六月の密書事件、明治四十二年十月の伊藤博文の遭難事件等其れであり、彼我親善上に暗影を投ずる事になつた。

此に於て我國が幾何委託をうけて韓國の施政をなすと雖も、日韓兩國を併合し、根本的に革新を加へなければ治安の實を完ふする事が出来ないと云ふことが明になつて來たのである。此の思想は韓國民間にも起り、明治四十二年十二月遂に一進會同志（會長、李容九）の活動となり、彼我の要求一致して明治四十三年八月併合條約締結され、東洋の痛も全治し以て福利を俱にするに至つたのである。

(5)、韓國併合の眞意義

韓國合併は兩國の關係上本然の姿であつて、一點の無理がなく水の低きに流れるが如く、時到つて遂に斯くあるべきものが斯くなつたのである。具さに浮世の辛酸を賞めてゐた憐れなものが、時來つて家庭に併されたのである。これは日韓の史的關係を觀れば明かである。

(雜誌歴史教育)

遠く神代に素戔鳴尊と韓土との交通、神功皇后と三韓、天智天皇の御代に三韓の放棄、弘安の役に高麗が元軍の魁として来たこと或は、秀吉の壯圖、徳川時代の聘禮使、明治に至れば征韓論、日清役、日露役等之れ皆韓國問題であつた。そしてこゝに永久的解決を遂げたものこそ韓國の併合であつた。

韓國併合の精神は教科書一五七頁九行より一五八頁にかけて明示されてゐるが、八月二十九日御公布になつた詔書の一節に

「爾來時ヲ經ルコト四年有餘(保護國になつてより)其間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖モ韓國ノ現制ハ尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利を増進セムカ爲メニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ。朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事熊ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ」

と宣ひ、韓國皇帝の詔勅にも

「由來積弱痼ヲ成シ疲弊極虛ニ到ル事實眞ニ挽回ノ望無シ中夜憂慮善後ノ策茫然タリ事ニ任シテ支離益々甚シケレハ躬カラヲ終局ヲ收給シ得サルニ至ラシム、朕大任ヲ人ニ托シ完全ナル方法ト革新ナル功效ヲ奏セシムルニ如カス、故ニ朕是ニ於テ豁烈内ニ省ミ廓然自ラ斷シ茲ニ韓國ノ統治權ヲ從前ヨリ親任シタル隣國大日本皇帝陛下ニ讓與シ(中略)朕カ今日ノ此ノ舉ハ爾有衆ヲ忘ル、ニアラス專ラ爾有衆ヲ救治セントスルノ至意ニ出ツ、爾臣民等克ク朕ノ此ノ意ヲ體セヨ」

とあるのである。此の兩詔勅の精神こそ併合の眞意義を明示象徴せるものであらう。

今左に大隈、林兩伯の、韓國併合に關する意見を掲げ参考にしよう。

## 併合は自然の數

## 大隈重信

「必然の運命—強大國は弱小國を併せ、その國民を保全して之れに文明を普及するは國際競争の發生以來避くべからざる必然の運命にして、朝鮮も此運命を免る能はざりしなり唯亞米利加の小共和國と歐羅巴の二三等國家が、弱小國として尙ほ存立してゐるものは一は強大國間のバランスの爲めと、一は其國民が強大國と共に種族を同じうし、其文明と等し

く自ら國內の秩序を保つ能力あるが爲め、強大國もその内政に干與せざるの結果に外ならず、

若し強大國のバランス外に立ちて、併も自から其の秩序を保つ能はざる弱小國あらむか、其は結局併有さるべき運命に陥るを免れず、而して其の併有は野蠻なる侵略吞噬の爲めにあらずして、國際の平和人類の幸福の意味に於てせらる。惟ふに歐米の諸強國は皆此の意味に於て併有の經驗あるが故に、日本の朝鮮併有に於ても何等新規なる感情を催さざるべきを信ず——唇亡びて齒寒し、然れども獨り清國に於ては或は唇亡びて齒寒きの感なきに非ざるべし。

朝鮮の日本に併有さるべき事は、決して今日の問題に非ず、ポーツマス條約の締結當時に於て疾く既に決定し居たり。——後省略」

正々堂々たる何等自家辯護なきこの大隈侯の意見又味ふべし。更に當時の伯爵林薫氏は、

列國亦認むる處

伯爵 林 薫

「——(前略)——以上説くごとく既に朝鮮に對し保護、監督、指導の權を享有せる日本が

今日併合の場合に達したりとて、今俄に列國の内意を探るの必要だに認めず、何となればその内意は過去數年間に於て既に明瞭となり居たればなり、唯斯かる場合に際し、列國環視の裡に兩國併合を決行し得る所以のものは、外交家の胸中道理に依るか感情に訴ふるか抑も亦力に恃む所あるか、その間確乎不拔の成竹あるに依らずむばあらず」  
これ亦意氣揚々一點のやましなき態度——まさしく帝國の韓國併合は何等國際道德にもとるところなきことを力強く裏づけてゐるものではなからうか。

#### (6)、日韓親善の姿

明治天皇は韓國併合に對して長くもその人民のために租税を免除せられ、罪になく多くの囚人を特赦され、非常なる恩澤を與へたまはつたのである。

近く大正九年には梨本宮方子女王殿下と李王世子良殿下との御成婚あり、我等帝國臣民たるもの此の聖旨あるところを服膺して偏見を去つて常に温かき心をもつて彼等を同化融合せしめねばならぬ。

荒れはてしこの山川をいかにして



我が大君の旨にこたへむ

とは統監たりし寺内正毅のまさに韓國に臨みし時の歌であつた。これ亦我等七千萬の叫びでなくてはならぬ。

二千萬の同胞よ、速に同化し等しく忠良の臣民となり、共存共榮の實を擧げ以て日韓併合を名實共に有意義ならしめよ。

國史教授に於ける至難教材の究明(終)



昭和十一年六月五日印刷  
昭和十一年六月十日發行

定價一圓八十錢

著者 村 瀬 仁 市

發行者兼印刷者 吉 田 信 造  
東京市神田區錦町一ノ二七

發行所 文 泉 堂 書 房

東京市神田區錦町一ノ二七  
振替東京一六二一八番  
京都市三條通廣道東入ル  
振替大阪五一九七三番

圖書目錄

文泉堂書房

東京市神田區錦町一ノ二  
京都市三條廣道  
振替口座・東京一六二八番  
大阪一五九七番

- 本目錄記載のものは全國書店にて取次致します
- 品切れの節は直接本社へ御注文願ひます
- 本社直接御注文の場合は必ず前金にてお願ひ致します
- 御送金は振替貯金口座を御利用下さるのが最も御便利且安全で御座います
- 新刊目錄御入用の時は御一報下さいますれば即時に御送附致します
- 本社に於て御出版の御相談にも應じますから御利用下さい

目次

第一編 文泉堂の歴史

第二編 文泉堂の事業

第三編 文泉堂の出版物

第四編 文泉堂のサービス

第五編 文泉堂の将来

# 圖書目録

文泉堂書局

東京市神田區錦旗一丁目二番地  
 東京市芝罘區芝罘一丁目一番地  
 東京市芝罘區芝罘一丁目一番地

○本書は、教育の理論と實際の関係を明らかにし、教育の進歩に資するものである。  
 ○本書は、教育の理論と實際の関係を明らかにし、教育の進歩に資するものである。  
 ○本書は、教育の理論と實際の関係を明らかにし、教育の進歩に資するものである。  
 ○本書は、教育の理論と實際の関係を明らかにし、教育の進歩に資するものである。

## 教育・學校・學級・教科經營

和歌山女子師範 附屬小學校著	二十版 日本精神體現の教育	四六判 定價一・八〇 送料・〇八
岡山師範學校 長文學士 松田與惣之助著	新教育の哲學的基礎	四六判 定價二・二〇 送料・二四
文學士 渡邊昌司著	四版 教育に於ける宗教的味ひ	四六判 定價〇・八〇 送料・〇八
滋賀縣立學 佛性誠太郎著	性格教育の理論と實際	四六判 定價二・五〇 送料・二四
埼玉女子師範 附屬校 主事 宮川造六著	二版 生活教育の理論と實際	四六判 定價二・五〇 送料・二二
文學士 有馬豊馬著	低學年教育の新研究	四六判 定價二・三〇 送料・二
文學士 山口達郎著	新時代の教育課程の新構成 カリクニラム	四六判 定價一・九〇 送料・二

東京文壇大學 教授文學博士 榑崎淺太郎氏序 埼玉師範附屬著	奈良女子高等 師範學校 秋田喜三郎氏序 森岡牛次著	堺 榮 伍著	八日市中學校著	滋賀師範校附 著	埼玉師範校附 著	廣島高等師範 學校教授 守內喜一郎序 奈良女子附屬著	三重女子師範 附屬小學校著
十四版 日本教育の經營 菊版 定價三・九〇 送料・二四	八版 實踐教育經營 菊版 定價三・九〇 送料・二四	二版 新時代の學級經營 四六判 定價一・二〇 送料・〇八	六版 中等學校各科教授の理論と實際 四六判 定價三・三〇 送料・二二	二版 各科教科の新經營 菊版 定價三・五〇 送料・一八	七版 日本教育の各科經營 四六判 定價一・八〇 送料・〇八	五版 共同社會生活を基調とせる各科經營の實際 菊版 定價三・〇〇 送料・二四	各科指導及參觀の眞諦 三六判 定價一・二〇 送料・〇八

埼玉師範校附 著	滋賀師範校附 編	滋賀師範校附 編	滋賀師範校附 編	滋賀師範校附 編	滋賀師範校附 編	埼玉師範校附 著
日本教育の訓練 菊判 定價三・九〇 送料・二二	標準各科指導細目 菊判 定價一・五〇 送料・二二	標準各科指導細目 菊判 定價一・六〇 送料・二二	標準各科指導細目 菊判 定價一・六〇 送料・二二	標準各科指導細目 菊判 定價一・六〇 送料・二二	標準各科指導細目 菊判 定價一・六〇 送料・二二	標準各科指導細目 菊判 定價一・六〇 送料・二二

國語教育

<p>立川昇藏著 郷土教育より觀たる國語教育 四六判 定價一・八〇 送料・二〇</p>	<p>垣内松三氏著 讀方教育の本道 四版 菊版 定價三・〇〇 送料・二四</p>	<p>平野武夫著 發展的讀方指體系 四六判 定價一・三〇 送料・二〇</p>	<p>本條謙次郎著 言語の機構と讀方教育 四六判 定價一・三〇 送料・二〇</p>	<p>石津谷十賀一著 讀方教育の生命線 甦生への文字教育 四六判 定價一・二〇 送料・〇八</p>	<p>小西重直氏序 近藤豹三著 文字教育の建設 四六判 定價〇・九〇 送料・〇八</p>	<p>平野武夫著 國語生活人への話聽教育新機構 四六判 定價二・八〇 送料・二四</p>
---	--	--	---	---	--	--

<p>小西重直氏序 厚著 新文話論と其實際 四六判 定價・九〇 送料・二〇</p>	<p>讀方教育研究シリーズI 日本精神と讀方教育の諸問題 菊版 定價一・〇〇 送料・二〇</p>	<p>讀方教育研究シリーズII 科學的讀方教育の新建設 菊版 定價一・〇〇 送料・二〇</p>	<p>松本清夫編 鑑賞兒童文選集 四六判 定價・二五 送料・〇四</p>	<p>松本清夫編 國語讀本の正しい讀方一覽 十二版 (高學年) 定價・二五 送料・〇六</p>	<p>今西九平編 新讀本の正しい讀方一覽 (低學年) 定價・二〇 送料・〇六</p>	<p>三村習一著 國語讀本指導精説 四六版 特價・五〇 送料・〇六</p>
---	--	---	--	---	--	---

濱松師範附屬校 國語研究部著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷一</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷二</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷三</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷四</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷五</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷六</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷七</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八
同著	同著	小學國語讀本學習指導書 <sup>卷八</sup>	菊判 定價 ・九〇 送料・〇八

算術・圖書・手工教育	
滋賀師範附屬 主事 玉置邦平著	革新算術教育 菊判 定價三・〇〇 送料・一四
徳島女子師範 主事 文學士 永澤義憲著	辨證法的算術教育 <sup>二版</sup> 四六判 定價二・〇〇 送料・一二
三浦女子師範 三浦吉川宇市著	新算術教育の實際經營 <sup>三版</sup> 四六判 定價一・〇〇 送料・一〇
京都女子師範 高橋義雄著	最近の教育原理 を基調とせる筆術指導體系 <sup>第一、二、三年編</sup> 四六判 定價一・九〇 送料・一〇
御影師範訓導 常 深伍著	圖書教育の實際的諸問題 四六判 定價一・〇〇 送料・一〇
滋賀師範女子 師範 教諭 那須田茂著	新手工指導書 菊判 定價二・九〇 送料・一四

地理・歴史教育

埼玉女子師範 主事 文學士 永澤義憲著	二版 辨證法的地理教育 四六判 定價一・五〇 送料・二〇	滋賀師範附屬 村瀬仁市著	三版 國史教育の新經營 上卷 菊版 定價三・九〇 送料・二四	滋賀師範附屬 村瀬仁市著	下卷 國史教育の新經營 菊版 定價四・〇〇 送料・二四	滋賀師範附屬 村瀬仁市著	改訂四版 國史教授に於ける至難教材の究明 四六判 定價一・八〇 送料・二〇	濱松師範附屬 國史研究部著	尋 國史教材の解説 菊版 定價・五〇 送料・〇六	濱松師範附屬 國語研究部著	六 國史教材の解説 菊版 定價・五〇 送料・〇六	文學博士 小西重直序 相原慧著	眞使命の國史教育と實際 四六判 定價・九〇 送料・二〇
---------------------------	--	-----------------	---	-----------------	---	-----------------	---	------------------	--------------------------------------	------------------	--------------------------------------	--------------------	--------------------------------------

體育・音樂教育

滋賀師範附屬 小學校著	三版 日本精神體現の國史教育 四六判 定價二・八〇 送料・二二	廣島高師附屬 文學士 江馬務著	國史教科書 挿畫の風俗的解説と誤謬 菊版 定價・六〇 送料・〇八	廣島高師附屬 文學士 江馬務著	國語讀本 挿畫の風俗的解説と誤謬 菊版 定價・六〇 送料・〇八	埼玉女子師範 主事 經濟學士 宮川造六著	日本文化史 西六判 定價・九〇 送料・〇八	大日本武徳會 名譽教授 島谷八十八序 吉岡治一著	二版 大和魂發現劍道教育の實踐 四六判 定價一・四〇 送料・二〇	京都府 學校教師 松尾保之著	四版 兒童陸上競技指導法 四六判 定價・七五 送料・〇八
----------------	---	--------------------	--	--------------------	---	-------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	-------------------	--

文學博士 小西博士序	遊戯と道徳	四六判	定價・九〇 送料・〇八
京都師範大學 平井善次著	更生への音楽教育	四六判	定價二・八〇 送料・二四
兒童劇			
讀方教育研究セリースI 國語劇本 教材劇本	兒童劇脚本集	第一編 菊版	定價・六〇 送料・〇八
讀方教育研究セリースI 國語劇本 教材劇本	兒童劇脚本集	第二編 菊版	定價・一・一〇 送料・〇八
讀方教育研究セリースI 國語劇本 教材劇本	兒童劇脚本集	第三編 菊版	定價・七〇 送料・〇八
研究方會教育編育			

文學博士 小西博士序	遊戯と道徳	四六判	定價・九〇 送料・〇八
京都師範大學 平井善次著	更生への音楽教育	四六判	定價二・八〇 送料・二四
兒童讀物			
讀方教育研究セリースI 國語劇本 教材劇本	兒童劇脚本集	第一編 菊版	定價・六〇 送料・〇八
讀方教育研究セリースI 國語劇本 教材劇本	兒童劇脚本集	第二編 菊版	定價・一・一〇 送料・〇八
讀方教育研究セリースI 國語劇本 教材劇本	兒童劇脚本集	第三編 菊版	定價・七〇 送料・〇八
研究方會教育編育			
文學部 佐野保太郎氏序	勤王の旗風	四六判	定價・八五 送料・〇八
文學部 福島宗緒著	義旗は翻る	四六判	定價・八五 送料・〇八
文學部 佐野保太郎氏序	王城を護る	近刊 四六判	定價・八五 送料・〇八
文學部 福島宗緒著			
文檢・受験参考書			
謙佐末吉著	文檢體操科の新研究	四六判	定價二・九〇 送料・二四
西川良一著	文檢國語科の新研究		定價三・〇〇 送料・二二



村田良三著	文檢手工科の新研究	定價二・九〇 送料・二二
普通教育 研究会編	小學教員檢定試験 各科目別問題集	定價・七 送料・二二
文學士市場直次郎著	世間胸算用全釋	定價二・五〇 送料・二二
文學士青木亮義著	十八史略精解	定價一・〇〇 送料・二〇
文學士石田利一著	孟子精解	定價一・〇〇 送料・二〇
笠松彬雄著	漢文解釋のかぎ	定價一・〇〇 送料・二〇
師範教育 研究会編	教生實習手帳	定價・五〇 送料・〇六
日本青年團 小倉恒司著	青年讀本	定價〇・四〇 送料・〇八

文學士青木亮義著	日本外史精解	定價一・〇〇 送料・二〇
文學士井上正夫著	國文法のかぎ	定價・九〇 送料・〇八
文學士加藤萬次郎著	代數のかぎ	定價一・〇〇 送料・〇八
角谷秀雄著 清水龍之介著	社交ダンス獨習	定價・八五 送料・〇八
月刊雜誌		
讀方教育 研究会編	讀方教育	定價・三〇 送料・〇二

—國語教育權威の力著—

奈良女子高等師範學校前訓導 秋田喜三郎著

新國語教育實踐問題

定價二・七〇  
送料・二四〇

奈良女子高等師範學校教授 木枝增一著

新讀本の語法

卷一  
定價二・六〇  
送料・一四〇

—典型的な印刷と装幀—



發行所

晃文社

東京市神田區錦町一ノ七  
振替東京七五四一五番

263,6  
282

